

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
神石高原町	亀石地区	令和 04年11月23日	

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	27.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	17.9 ha
③地区内における60才以上の農業者の農地面積の合計	15.4 ha
i うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	13.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	0.5 ha
④地区内において今後中心経営体が新たに引き受ける意向のある農地面積の合計	▲ 0.2 ha
(備考)	

注1:③の「60才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・ 亀石地区は、人と農地の問題に係るアンケート調査を実施したところ、回答者(農地所有者)の農地面積の8割以上が60歳以上となっており、高齢化が進んでいる。また、回答者の60歳以上のうち、後継者未定の農地面積は約8割となっており、将来に亘り、後継者を見つけることが大きな課題となっている。
- ・ 地区内は昭和50年代に圃場整備されており、地区内の(農)かめいしが中心経営体として農業を支えており、今後も継続して経営を行う予定である。(農)かめいしが集積している農地以外は、各農家で維持管理を行っているが、高齢化に伴い、中心経営体への円滑な農地集積が必要である。
- ・ 米価が低下しており、水稻経営が厳しい。
- ・ 農地を法人等に貸し付けている所有者は農業機械を処分している者が多く、法人等が管理できなくなると耕作する者がいなくなる。
- ・ 自作農家であってもいずれ高齢化になり引退するが、その後の後継者を見つけることが課題。
- ・ 圃場整備済農地と、未整備だがそれに近い状態の農地については、中心経営体が引受けの意向があるが、それ以外の農地は引受けが難しく、今後の課題である。
- ・ 法人経営の育成・組合員の確保が課題。
- ・ 高齢化と後継者不足のため、将来に亘り耕作が維持できるか不安である。
- ・ 鳥獣被害(猿・イノシシ)の被害が多発しており、農業収入の減少に繋がっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

自己管理できる農地は、自ら耕作を継続するが、高齢等により耕作が困難になった場合は、亀石地区内の担い手や地区外の担い手に農地の貸付けや、作業委託を行い、地区内の農地を維持する。また、担い手については認定農業者だけでなく、規模拡大を希望する多様な担い手についても地区内に受け入れ、耕作放棄地の増加を防ぐ。

担い手が農地を集積し将来に亘り、農地を維持していくためには、担い手の経営の安定化が必要である。このため、農地の利用権設定においては使用貸借等を検討する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (地区内)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稲・WCS	14.1 ha	水稲・WCS	14.1 ha	
認農法	B	水稲	0.2 ha	—	0.0 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2 経営体		14.3 ha		14.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積(農地面積)を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地所有者が中心経営体である担い手に対し、賃貸借・使用貸借を行う場合は、農業経営基盤強化法による利用権設定、又は農地中間管理機構を通じて転貸を行う。また、管理している農地が耕作できなくなった場合は、農業委員会や農地中間管理機構へ相談し、耕作放棄地が増えないように地域として取り組む。

- ・ 病虫害や鳥獣害からの被害を未然に防止するため、畦畔を含めた草刈等の農地管理を適切に行う。
- ・ 鳥獣(猿・イノシシ)の侵入を防ぐため、電気柵や金網等を設置し、町補助事業を活用しながら農地の保全に努める。